

## 環境モニタリング計画

【平成24年度】

県では、青森・岩手県境に不法投棄された産業廃棄物及びそれらの撤去や建設工事等に伴う周辺の生活環境への影響を把握するため、水質・大気質等について環境モニタリングを実施しています。

平成24年度の環境モニタリング計画は以下のとおりですが、調査結果や撤去の進捗状況等に応じて、調査地点や調査項目等を適宜見直すことがあります。

### 1 水質モニタリング

#### (1) 平成23年度計画との変更点

平成23年度のモニタリングにおいて、新たに環境基準超過が確認された地点について、監視強化のため当該項目の測定回数を年4回から年6回とする。

岩手県側現場から熊原川へ流入する直前のア-12の上流側（ア-21）において、1,4-ジオキサンが検出されていることから、監視強化のため、ア-12における1,4-ジオキサンの測定回数を年1回から年4回とする。

また、汚染状況の把握の参考とするため、pH、塩化物イオン、電気伝導率についても合わせた回数の測定とする。（既にア-27、29では、電気伝導率は常時観測しており、ア-29ではpH、塩化物イオンは6回実施、ア-12では4回実施している。）

	調査地点	測定項目	調査回数	変更の理由
遮水壁内地下水	ア-27 (県境3)	1,4-ジオキサン、pH、塩化物イオン	4回→ 6回	監視強化のため
	ア-29 (県境5)	塩化ビニルモノマー		
	ア-37 (揚水井戸DW1)	1,4-ジオキサン、pH、塩化物イオン、電気伝導率		
	ア-38 (揚水井戸DW2)	1,4-ジオキサン、ベンゼン、ほう素、pH、塩化物イオン、電気伝導率		
	ア-39 (揚水井戸DW3)	塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、ベンゼン、ほう素、pH、塩化物イオン、電気伝導率		
周辺	ア-12 (境沢末端(飯豊集落))	1,4-ジオキサン	1回→ 4回	

#### (2) 平成24年度水質モニタリング計画

##### ①調査地点

別図1及び別図2のとおり

##### ②調査回数及び調査項目

別表（平成24年度水質モニタリング計画表）のとおり

## 2 有害大気汚染物質モニタリング（変更なし）

調査地点※	調査回数	調査項目
県境境界 (A-1a) 敷地南側 (A-1b) 敷地西側 (A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

※ 調査地点は別図3のとおり

## 3 大気汚染物質モニタリング（変更なし）

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 風向、風速、気温、湿度

※ 調査地点は別図3のとおり

## 4 騒音振動モニタリング（変更なし）

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2) 田子地区 (A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル（鉛直方向） 自動車交通量

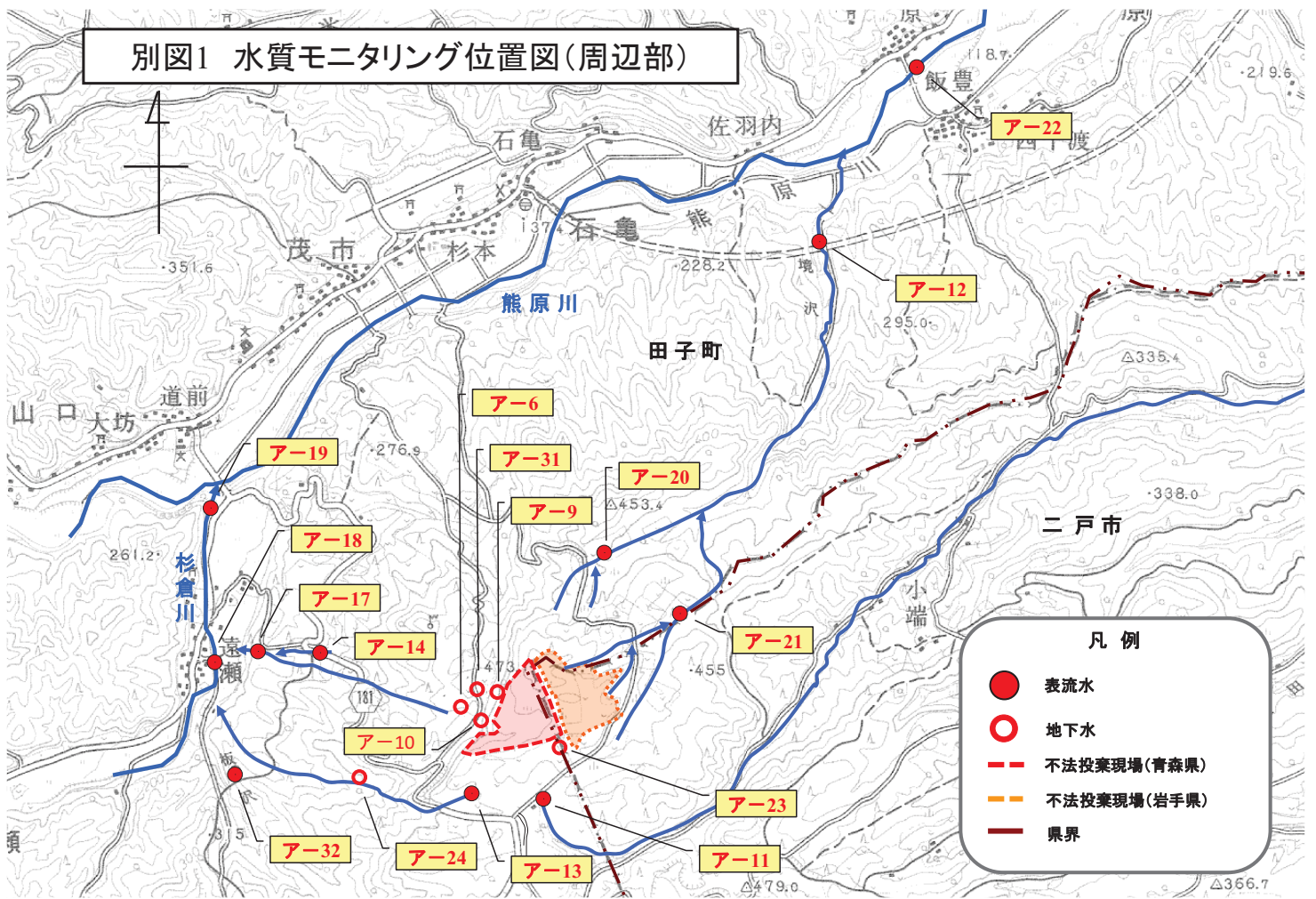
※ 調査地点は別図4のとおり

平成24年度 水質モニタリング計画表

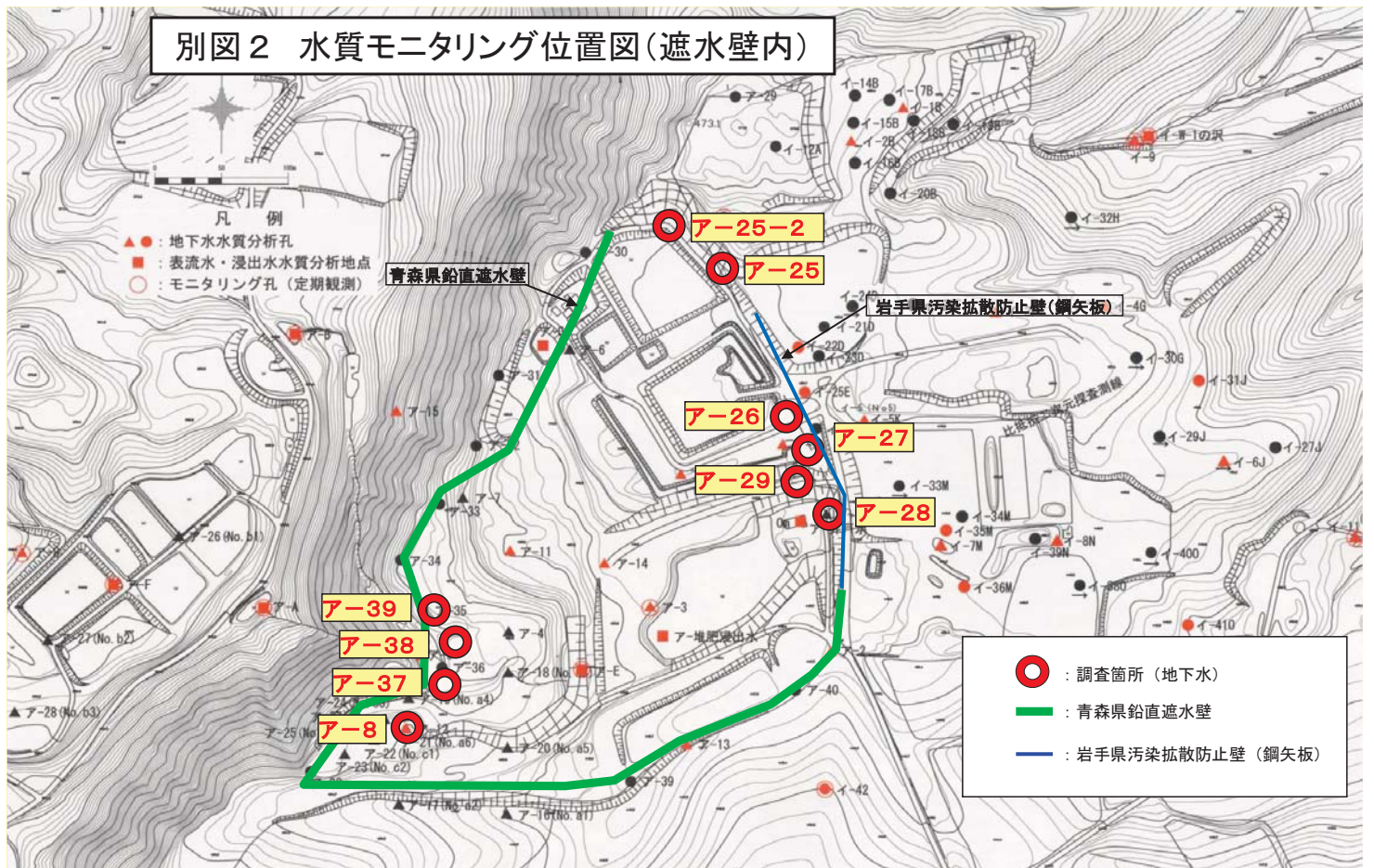
No.	測定地点名 (図番号)	採取位置	生活環境項目								健康項目																				要監視		その他				備考							
			p	B	C	S	全	全	カ	全	鉛	砒	砒	総	P	四	1,2-	1,1-	シス又は1,2-	1,3-	ジ	テ	1,1,2-	ト	1,1,1-	塩	1	ベ	セ	硝	亜	ふ	ほ	ト	キ	ダ		エ	塩	電				
			H	D	D	S	素	磷	ム	ン	（	ろ	液	）	素	（	ろ	液	）	銀	B	素	炭	タ	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	率						
遮水壁内	1 堰堤下流南側No.12井戸(ア-8)	地下水	6						2	2	4	4	4	4	2	4	4	4	2	4	4	4	4	2	2	2	4	6	4	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	6	6			
	2 県境-1(ア-25)	地下水	6																			6	6	6	6	6	6	6	6	6							6	6	6	6	※			
	3 県境-2(ア-26)	地下水	4																				4	4	4	4	4	4	4	4	4							4	4	4	4	※		
	4 県境-3(ア-27)	地下水	6																				4	4	4	4	4	4	4	4	6	4							4	4	4	6	※	
	5 県境-4(ア-28)	地下水	4																				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4	4	4	4	※	
	6 県境-5(ア-29)	地下水	6																				4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	4							4	4	4	6	※
	7 県境-6(ア-25-2)	地下水	6																				4	4	4	4	4	4	4	4	6	4								4	4	4	6	※
	8 揚水井戸DW1(ア-37) ※2	地下水	6							1	1	4		4		1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	4	1	1	1	4	4	4	4	1	4	6	6			
	9 揚水井戸DW2(ア-38) ※2	地下水	6							1	1	4		4		1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	1	1	1	4	6	4	4	1	4	6	6			
	10 揚水井戸DW3(ア-39) ※2	地下水	6							1	1	4		4		1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	1	1	1	4	6	4	4	1	4	6	6			
周辺	11 ラグーン脇No.8井戸(ア-6)	地下水	12								4	4	4	4			2	4	4	4	2	4	4	2	2	2	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	2	12	12				
	12 場内西側斜面No.15井戸(ア-9)	地下水	12								4	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12			
	13 中央谷下流斜面(ア-10)	地下水	12								4	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12			
	14 水質Dため池(ア-11)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	6	6	6	4	6	6	4	4	4		6	6	4	4	4	4	4	6	2	2	4	2	6	6			
	15 水質①境沢末端(飯豊集落)(ア-12)	表流水	4	1	1	1	1	1			1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4			
	16 水質②湧水・牧草地(ア-13)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6				
	17 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)(ア-14)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6				
	18 放流支川下流(ア-17)	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	6	2	2	4	2	12	12				
	19 杉倉川上流(BG)(ア-18)	表流水	4	1	1	1	1	1			4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1		4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4				
	20 杉倉川下流(ア-19)	表流水	4	1	1	1	1	1			4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1		4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4				
	21 境沢中流(ア-20)	表流水	6	4	4	4	4	4			6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	6	6				
	22 境沢県境(ア-21)	表流水	12	4	4	4	4	4			6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12				
	23 熊原川(飯豊橋)(ア-22) ※3	表流水	6	4	4	4	4	4			4		4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	6	4	4		4	6	6					
	24 南側県境地下水(ア-23)	地下水	12								6	6	6	6			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	12	2	2	2	2	12	12			
	25 南側牧草地下流地下水(ア-24)	地下水	4								4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4			
	26 ラグーン上流西地下水(ア-31)	地下水	6								4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	2	2	2	2	6	6					
	27 新水道水源(ア-32) ※3	表流水	3	1	1	1	1	1			3		3				1	3	3	3	1	3	3	1	1	1		3	3	1	1	1	3	1	1	1	1	3	4	水道項目1回/年				

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「3」は5,8,10月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施(鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)を除く)。  
 鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)については、通常の分析で検出された場合のみ、メンブランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後のろ液について分析を実施。  
 ※ア-25~25-2(No.2~7)の地下水位及び電気伝導率は常時監視。  
 ※1)表流水についてはシス1,2-ジクロロエチレンを、地下水については1,2-ジクロロエチレン(シスとトランスの和)とする。  
 ※2)揚水井戸の年1回の測定時は、六価クロム、チウラム、シマジン、チオベンカルブを併せて実施する。  
 ※3)ア-22(No.23)のダイオキシン類については、八戸圏域水道企業団が実施。ア-32(No.27)については、水道水質基準50項目のうち、消毒副生成物に係る10項目及び味を除く39項目について、1回/年の調査を12月に実施。

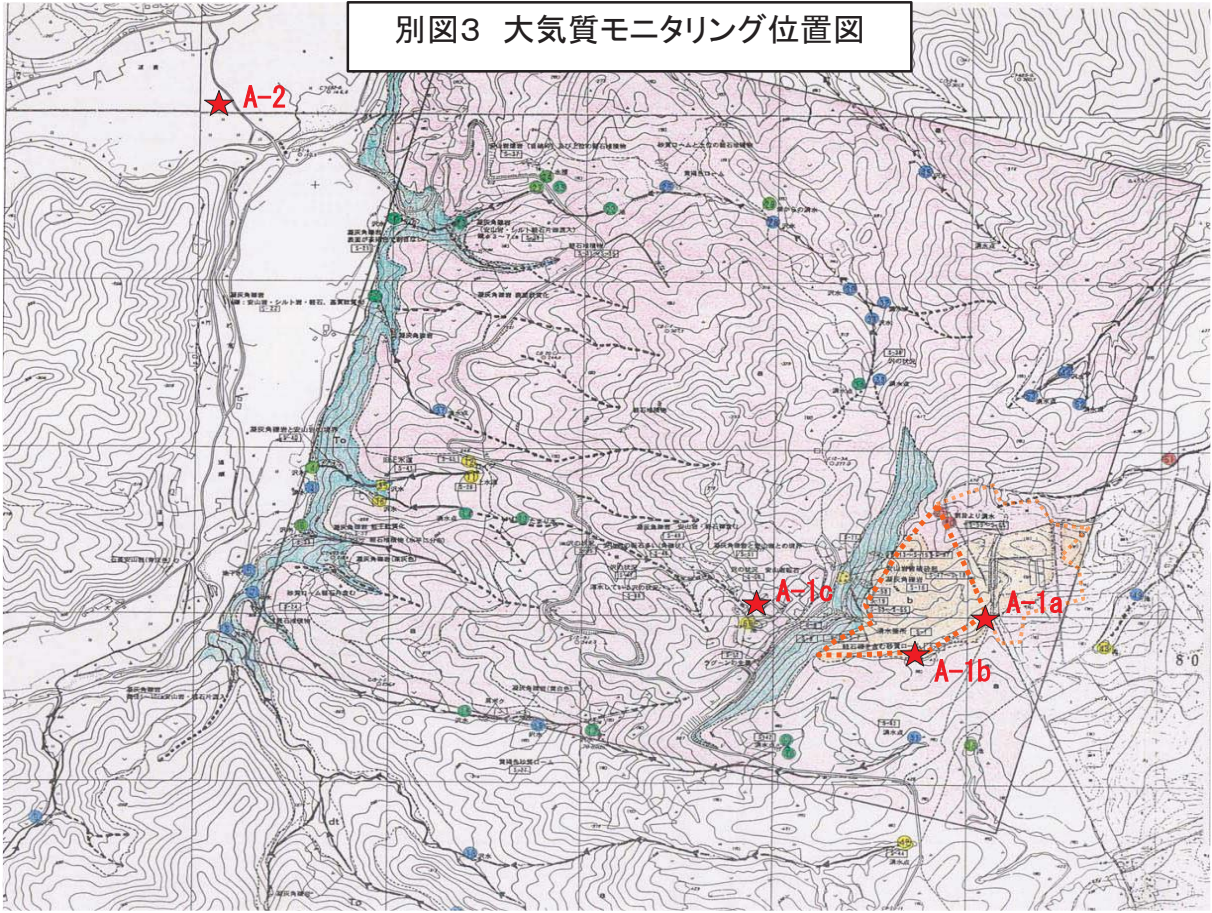
別図1 水質モニタリング位置図(周辺部)



別図2 水質モニタリング位置図(遮水壁内)



別図3 大気質モニタリング位置図



別図4 騒音振動モニタリング位置図

